

# 第11回「まち・ひと・しごと創生会議」資料



平成28年12月14日（水）  
（公社）日本ニュービジネス協議会連合会

会長 池田 弘

# I. 現状の課題の確認

1) 最大の問題は、東京圏に若年層の転入が続いていることであり、特に**大学進学**時と20代の**新卒就職 & 転職**時期に対する対策が急務である。

## (東京一極集中の傾向)

人口移動の面では、東京一極集中の傾向が継続している。2015年に東京圏は、大阪圏や名古屋圏が3年連続の転出超過を記録する中で、**11万9,000人の転入超過（20年連続）**を記録した（東京圏への転入超過数は、**2012年以降4年連続で増加**し続けている）。

(中略)

東京圏への人口移動の**大半は若年層**であり、2015年は15～19歳（2万6,000人）と20～24歳（6万7,000人）を合わせて**9万人を超える転入超過**となっている。さらに、近年は**25～29歳における転入超過数も増加傾向**にある。

全国の地方公共団体の状況を見ると、東京圏への人口転出超過状態には偏りがある。**東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在市などの中核的な都市が大半**を占めている。転出超過上位69の地方公共団体で50%、200の地方公共団体で約7割、300の地方公共団体で約8割を占めている。

\*「総合戦略2016改訂案（総論） I 基本的な考え方1.地方創生をめぐる現状認識」より抜粋

## Ⅱ. 大学定員の適正化について

### 1) 三大都市圏への学生の集中

平成28年度の私立大学の入学定員充足率を地域別にみると、三大都市圏が106.44%に対し、その他の地域では97.79%と約9%の差がある。

特に東京は、109.01%と依然として高い充足率を維持している。

### 2) 対応策

①平成28年度より全国一律に厳格化された入学定員超過率の規制（次頁参考）を、三大都市圏以外の地域に関しては適用しない（以前の3割超過までは容認）ようにする。

【出典】私学経営情報センター  
平成28年度大学入学志願動向より

区分	集計学校数		志願倍率		入学定員充足率	
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
北海道	校 25	校 25	倍 3.37	倍 3.24	% 96.70	% 96.98
東北 (宮城を除く)	21	21	2.59	2.38	84.96	88.60
宮城	11	11	3.43	3.65	101.75	101.75
関東(埼玉・千葉・ 東京・神奈川を除く)	22	22	3.68	3.64	101.42	98.08
埼玉※	26	26	4.33	4.64	104.60	102.01
千葉※	25	25	5.84	7.71	98.26	99.35
東京※	113	113	9.70	9.85	109.98	109.01
神奈川※	25	25	5.88	5.82	104.89	104.05
甲信越	21	21	2.36	2.37	100.97	97.93
北陸	11	11	4.85	4.64	102.22	100.57
東海 (愛知を除く)	20	20	4.39	4.18	96.13	95.11
愛知※	42	42	8.00	7.96	106.17	104.86
近畿(京都・大阪・ 兵庫を除く)	12	12	5.53	5.33	97.68	98.66
京都※	27	26	9.87	10.34	106.34	105.39
大阪※	50	50	9.83	9.97	107.68	106.47
兵庫※	31	31	6.61	6.52	99.70	101.18
中国 (広島を除く)	22	21	3.23	3.09	99.13	96.53
広島	15	15	3.88	4.16	94.32	95.09
四国	7	7	2.77	2.82	88.62	88.47
九州 (福岡を除く)	28	28	2.41	2.40	95.21	96.67
福岡	25	25	5.86	6.31	101.19	103.71
合計	579	577	7.58	7.76	105.04	104.42
三大都市圏 (※の地域)	339	338	8.71	8.93	107.28	106.44
その他の地域	240	239	3.87	3.91	97.72	97.79

参考:【平成28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて(平成27年7月10日通知)より抜粋】

今回の入学定員超過率の変更においては、収容定員8000人以上の大規模大学については1.10倍以上、収容定員8000人未満4000人以上の中規模大学については1.20倍以上と厳格化する。

(中略)

本基準の厳格化は三大都市圏に限定したのではなく、収容定員4000人以上の大・中規模大学であれば全国的に適用されるものである。しかしながら平成26年度を基礎とした試算によれば、本基準の厳格化により抑制される定員超過学生約1万6千人のうち、約9割にあたる約1万4千人は三大都市圏に集中していることから、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた地方創生にも資するものである。

- ②三大都市圏の国公立大学の学部・学科を、積極的に地方に移転する。
- ③三大都市圏から地方の私立大学・大学院、高専、専修学校等に進学する学生には、奨学金や住宅提供などの支援をより積極的に行なう。特に大学の地元就職率は約5割なのに対し、専修学校は7割を超え(新潟県の場合)、効果的である。

# Ⅲ. 地方でのリスクマネーの供給について

1) ベンチャー投資促進税制の認定ファンド（通称“**旦那ファンド**”）の**最低規模要件**を現状の20億円から**概ね10億円に引き下げる**（平成29年度税制改正**要望**）

⇒各地域に“**旦那ファンド**”を設立し、地方の起業やイノベーションを支援。

注1) **旦那ファンド**とは：

産業競争力強化法に規定された「企業のベンチャー投資促進税制」の認定ファンドの呼称。主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣から投資計画の**認定を受けたファンドを通じて出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入**できる制度。



平成29年度税制改正の概要（H28.12.9時点）

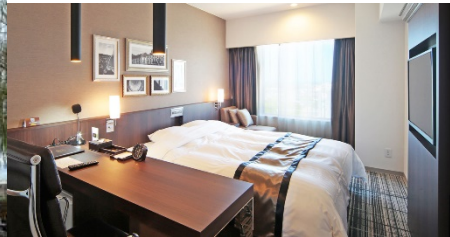
【適用期間：**平成29年度末**まで】

○適用期限を**延長**し、認定ファンド規模要件を現行の「**概ね20億円以上**」から「**10億円以上**」に引き下げたうえで、地方投資を促す観点から、以下の要件を追加する。

- ファンドが、地方ベンチャーの支援実績等を有する地方投資担当者を設置すること
- 投資対象企業が所在する地域の金融機関、中堅・中小企業、自治体等から成るアドバイザーボードを設置すること
- ファンド全体の投資額のうち、**5割以上を地方に所在するベンチャー企業へ投資**すること
- 準備金積立率を**現行の80%から50%に引き下げる**

## 2) ベンチャー投資促進税制の認定ファンド（通称“**旦那ファンド**”）と同様の制度を地方における**再生ファンドにも拡大適用**する【前回会議再掲】

⇒地方において開業率に比して高止まりしている廃業率に関して、従来より**地方の経済や文化を支えてきた老舗企業が、後継者難やイノベーション資金の不足等により廃業を余儀なくされるケースも散見される**。そのブランド価値や信用力、地域におけるネットワーク力を活かし、再生の可能性を後押しすべきである。



1874（明治7）年創業の新潟の老舗ホテルを、一昨年春よりNSGグループにてリノベーションし、再生に取り組んでいる。



1767年創業の酒蔵を再生。経営者はUターンの業界未経験の若者。さらに老舗味噌蔵の再生にも取組中。



### 3) 官民ファンドのリスクマネー供給機能を地方創生に最大限活かす。

各官民ファンドは、成長戦略への貢献を一層促す観点から、民間単独で取ることの難しいリスクを取った投資を実行し、民間資金の呼び水機能を果たすように求められている。

さらに、地方への投資や人材育成を積極的に推進するべく、具体的数値目標をKPIに盛り込んでいる。地方の自治体や金融機関、企業団体、大学等は、起業やイノベーションを促進する上で、もったこうした官民ファンドの役割を活かして地方創生に役立てるべきである。【ここまでは前回会議再掲】

特に、官民イノベーションプログラム（現行総額1000億円）では、現在、東北大学・東京大学・京都大学・大阪大学の4国立大学のみを対象としているが、第2弾として新たに同規模の地方大学を対象としたプログラムを策定し、設置されるファンドの投資先も、各地域内への投資を50%超とするように求める。

#### 官民ファンドの地域における取組

- ①株式会社産業革新機構
- ②独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ③株式会社地域経済活性化支援機構
- ④株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- ⑤株式会社民間資金等活用事業推進機構
- ⑥官民イノベーションプログラム（東北大学、東京大学、京都大学及び大阪大学）
- ⑦株式会社海外需要開拓支援機構
- ⑧耐震・環境不動産形成促進事業
- ⑨株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務
- ⑩株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- ⑪国立研究開発法人科学技術振興機構
- ⑫株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- ⑬地域低炭素投資促進ファンド事業

※内閣官房HP掲載資料より抜粋

## IV. 大都市圏から地方への人材供給について【前回会議再掲】

1) 地方を活性化したいという社会的使命を持った優秀な若者に関して、出身の官庁や大企業が数年間、給与補償を行ない、地方出向を促進する制度を導入。

さらに、地方企業等へ転籍、あるいは自ら起業する場合は、支度金を給付することも検討。

2) 地域の経営情報を持つ旦那衆が、こうした若者のメンターとなり、起業や新規事業創出、既存事業の革新などにアドバイスを行なうことが重要。